

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 ショートステイこころ 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長茂会（以下「法人」という。）が開設する指定（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

（指定短期入所生活介護の運営の方針）

第2条 事業者は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

2 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

（指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針）

第3条 事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、保健医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。

（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営）

第4条 指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第5条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイこころ
(2) 所在地 三重県北牟婁郡紀北町馬瀬字広田 1 6 3 5 番 2

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用者の定員は 1 8 名とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 7 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容等は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (常勤、専従)

職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う

- (2) 医師 1 名 (非常勤・専従)

利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う

- (3) 生活相談員 1 名以上 (常勤・専従)

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う

- (4) 介護職員 6 名以上 (常勤・専従)

指定短期入所生活介護等の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し利用者に対し適切な介助を行う

- (5) 機能訓練指導員 1 名以上 (常勤・看護職員と兼務)

利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う

- (6) 栄養士 1 名以上 (常勤・専従)

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う

2 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第 8 条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、概ね 4 日以上継続して入所する利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

- (3) 事業の実施に当たっては、利用者及び身元保証人等に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、概ね4日以上継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及び身元保証人等に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない

(通常を送迎の実施地域の範囲)

第10条 通常を送迎の実施地域の範囲は、紀北町の区域とする。

(指定短期入所生活介護等の利用料等)

第11条 事業所が提供する指定（介護予防）短期入所生活介護事業の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領サービス以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 前項の支払いを受ける額その他、次の各号の支払いを利用者から受けることができる。

- (1) 食費
- (2) 居住費
- (3) 理美容代
- (4) レクリエーション費用
- (5) 前各号に掲げるものの他、事業所の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者の負担することが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意

を得る。

- 4 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込により、指定期日までに受ける。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない
- (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない
- (3) 故意により事業所若しくは他の利用者の物品に損害を与え又は持ち出してはならない
- (4) 金銭又は物品によって賭け事をしてはならない

(秘密保持)

第13条 事業者及び職員又は職員であった者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

なお、この守秘義務は、短期入所生活介護サービス利用契約及び介護予防短期入所生活介護サービス利用契約終了後も継続する。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。

- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとする。

(身体拘束)

第14条 身体拘束は原則行わないが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。また、事前に利用者本人や身元保証人に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努め、実際に身体拘束を行う時点でも、個別に説明を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、利用者に対する虐待を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決、人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

(苦情処理)

第16条 提供した指定短期入所生活介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は身元保証人に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した

場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 18 条 指定短期入所生活介護等に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第 19 条 指定短期入所生活介護等の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 20 条 指定短期入所生活介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害時に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 事業の社会的使命を十分認識し、職員の資質の向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制の確立に努めなければならない。

2 事業所の見やすい場所に運営規程の概要並びに職員の勤務体制、利用料、その他のサービス選択に関する重要事項を掲示する。

3 事業所は、厚生労働省令で定める指定基準第 139 条の 2 の規定により、利用記録、ケース記録、その他必要な記録、諸帳簿を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

4 利用者等からサービス提供に関する記録の開示を求められた場合は、これに応じる。

5 事業の運営にあたっては地域住民とも連携し、地域との交流に努める。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、当法人において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改 正

平成 26 年	5 月	1 日	一部改正
平成 26 年	5 月 28 日		一部改正
平成 27 年	8 月	1 日	一部改正
平成 28 年	4 月	1 日	一部改正
平成 30 年	12 月	1 日	一部改正
令和 3 年	4 月	1 日	一部改正
令和 4 年	4 月	1 日	一部改正

